

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

～権利侵害責任法における懲罰的賠償について～ 顧問 李 加弟

II 中国法令アップデート

- 国家外貨管理局による直接投資外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通知
(国家外貨管理局)
- 職務発明条例(意見募集稿)(国家知的財産権局)
- 生育保険弁法(意見募集稿)(人力資源及び社会保障部)
- 宿泊業管理弁法(意見募集稿)(商務部)
- 倉庫業管理弁法(意見募集稿)(商務部)
- 酒類流通管理弁法(改正案)(商務部)
- 競売監督管理弁法(意見募集稿)(国家工商行政管理総局)

III 中国万感

～光棍節(ひとり者節)～ ニューヨーク州弁護士 安 然

I Lawyer's Eye

権利侵害責任法における懲罰的賠償について



顧問 李 加弟

「懲罰的賠償」とは、裁判所が判決した賠償額が実際の損害額を超える賠償を指す¹。中国では、これまでいくつかの特別法に個別に懲罰的賠償の規定が置かれていた。例えば、消費者権益保護法(1994 年施行)における倍額賠償の規定では、事業者が商品又はサービスを提供する場合において詐欺行為があった場合は、消費者の要求に従い、その受けた損害の賠償を増額しなければならない、賠償を増額する金額は消費者が購入した価格、又はサービスを受けた費用と同額とされている(消費者権益保護法 49 条)。また、近年広く社会の関心を集めている食品安全問題についても食品安全法(2009 年施行)の中に 10 倍賠償の規定があり、食品安全基準に合致しない食品を生産し、又は食品安全基準に合致しない食品であることを知りながら販売した場合には、消費者は、損失の賠償を請求するほか、生産者又は販売者に代金の 10 倍の賠償金の支払いを請求することができるとされている(食品安全法 96 条 2 項)。そして、2010 年に施行された権利侵害責任法では、製造物責任につき、懲罰的賠償の一般的な規定が置かれるに到った(同法 47 条)。

一、権利侵害責任法における懲罰的賠償

1、規定

製品に欠陥があることを明らかに知りながら製造・販売を行ったことにより、他人を死亡させ、またはその健康に重大な損害をもたらした場合、権利を侵害された者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する(権利侵害責任法 47 条)。

2、同規定の適用範囲

同規定は、あらゆる「製品」について、「欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を行った」場合に適用される。食品安全法のように「食品」の欠陥に限られたり、消費者権益保護法のように「詐欺行為」が行われた場合に限られたりすることはない。ただし、同規定は「死亡又は健康の損害」の人身損害のみに限定され、財産損害については適用されない。

3、同規定の適用要件

上記の懲罰的賠償規定を適用するためには、(1)製造者又は販売者が欠陥の存在を明らかに知っている必要がある。単に欠陥が存在する可能性を認識しているだけでは適用されない。また、(2)他人に実際に損害が発生する必要がある。実際に損害が発生していない場合は、上記の消費者権益保護法 49 条の倍額賠償の規定のような、損害の発生を要求しない規定を使用する必要がある。

¹ 王利明教授の「懲罰的賠償研究(中国語:懲罰性賠償研究)」という論文による。

4、懲罰的賠償の金額

権利侵害責任法は、賠償金額について「相応の懲罰的賠償」と規定しているのみで、具体的な賠償額は明らかでない。権利侵害責任法の制定過程においては実損の3倍を上限とするという案も出されたが採用には至らなかった。しかし、このような議論は、実務上参考になると思われる。

二、最近の事例―「三鹿ミルク」事件²

「三鹿公司」という会社の粉ミルクを飲んだ数万の乳幼児に腎結石等の被害が生じる事件が2008年に発生した。警察・検察・裁判所の調査により、三鹿公司是、粉ミルクの中に過量のメラミンが混入されたことを知りながら、その情報を隠して粉ミルクの生産、販売を継続したことが明らかになった。被害を受けた乳幼児の両親は、医療費、介護費及び精神損害の賠償に加え、各5万人民元の懲罰的賠償を求める訴えを提起した。これに対し、三鹿公司是裁判外で原告と和解し、合計9億人民元の賠償を行った。

当時、食品安全法や権利侵害責任法は施行されておらず、また、和解が裁判外でなされたこともあり、仮に三鹿会社が争った場合に実際に懲罰的賠償の主張が裁判所に支持されたか、さらには、三鹿会社が支払った9億人民元の賠償の中に懲罰的賠償の要素が含まれているかどうかは、明らかではない。ただし、同様の事件が現在起こった場合には、食品安全法や権利侵害責任法の懲罰的賠償の問題として争われる可能性が高いと思われる。

三、実務への影響

権利侵害責任法の懲罰的賠償の規定によって個人の権利は厚く保護されるに至った。ただし、現在までのところ同法の懲罰的賠償に関する裁判例・前例は、執筆者が知る限り存在しない。また、具体的な賠償額を決定する基準もはっきりしていないため、特にメーカーやスーパー、百貨店等の製造・販売業者は、今後の運用や裁判例を注視する必要があると思われる。重要な事例については当ニュースレターにおいても取り上げる予定である。

² 本件に関する詳細は下記を参照されたい(中国語)。 <http://zhidao.baidu.com/question/207750288.html>

II 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

最新中国法令の解説

<外貨管理>

国家外貨管理局による直接投資外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通知(国家外貨管理局)

[ポイント] 本通知は、外商投資企業の設立などの直接投資に関し、現行の外貨管理政策を緩和するものである。現在、外国投資者が出資先の現地法人の先行回収資金、持分譲渡代金などを中国国内への再投資に用いる際には、「国家外貨管理局外商直接投資外貨管理業務の完全化に関する問題についての通知」などに基づき、外貨管理局の確認手続(中国語:「核準」)が必要とされているが、本通知は、この確認手続を不要としている(この通知は、本通知により廃止される。)。また、このほか、投資性公司による中国国内の再投資企業の外貨登記手続を不要とすることなどを定めている。

(2012年11月19日公布、同年12月17日施行)(匯発[2012]59号)

[原文] [国家外汇管理局关于进一步改进和调整直接投资外汇管理政策的通知](#)

<知的財産権>

職務発明条例(意見募集稿)(国家知的財産権局)

[ポイント] 本条例(意見募集稿)は、職務発明により生じた発明権の帰属、発明者の奨励や報酬について定めるものである。現行の「専利法」(特許法)などにも職務発明に関する規定は存在するが、本条例は、発明者の保護を強化する方向でより具体的な規定を行うものといえる。例えば、使用者が職務発明に関する権利を放棄又は譲渡する際の発明者の優先譲受権が盛り込まれているほか、奨励・報酬に関する社内規定がない場合の奨励・報酬の最低基準額に関する規定を盛り込んでいる。職務発明規定が極めて不十分な現地法人は少なからず見られるが、本条例の制定後は職務発明規定の制定又は既存規定の再検討が求められるものと思われる。なお、本条例にいう発明は、専利権(発明特許、実用新案特許、意匠特許)、品種権、集積回路利用配置専用権(中国語:「集成电路布图设计专有权」)などを含んでおり、これらの権利全てに本条例が適用される。さらに、本条例は、コンピュータ・ソフトウェアの職務著作にも参照適用するものとしており、適用範囲が極めて広範である点も注意を要する。

(意見募集期間:2012年11月12日~12月3日)

[原文] [职务发明条例草案\(征求意见稿\)](#)

<社会保障>

生育保険弁法(意見募集稿)(人力資源及び社会保障部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「社会保険法」に基づき、生育保険の適用範囲、保険料率などを定めるものである。本弁法では、生育保険の保険料の使用者負担部分を一般的に全従業員の給与総額の0.5パーセントを上回らない額としている(従業員負担部分はゼロとされている。)

なお、現在も生育保険は多くの地域で実施されており、その保険料率を 1.5 パーセント程度とする地域がよく見られる。

(意見募集期間:2012 年 11 月 21 日～12 月 21 日)

[原文] [生育保険办法（征求意见稿）](#)

＜サービス業＞

宿泊業管理弁法(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、宿泊業に関する商務部門の政策、宿泊業者の行為規範、商務部門による監督検査を主に規定する規則である。これまで宿泊施設の建築や運営を衛生の観点から規制する宿泊業衛生規範(中国語:住宿业卫生规范)が存在していたが、宿泊業という業種についての規定は初めてのものと思われる。本弁法は抽象的な規定を持つのみで、制定後に各地域での実施弁法による具体化が予定されている。

(意見募集期間:2012 年 11 月 16 日～同年 12 月 15 日)

[原文] [商务部关于《住宿业管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的通知](#)

倉庫業管理弁法(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、倉庫業に対する監督管理について定めたものである。本弁法では、倉庫業を営む企業は、登記後 30 日以内に現地の商務主管部門に対して企業情報届出登記を行うことや、本弁法施行時の既存の企業についても施行日から 60 日以内に企業情報届出登記を行うべきことなどを定めている。

(意見募集期間:2012 年 11 月 14 日～12 月 14 日)

[原文] [仓储业管理办法（征求意见稿）](#)

酒類流通管理弁法(改正案)(商務部)

[ポイント] 本弁法(改正案)は、酒類の卸売業者・小売業者など酒類流通業者の監督管理について定めたものであり、現行の「酒類流通管理弁法」の改正法である。本弁法は、酒類流通業者が酒類卸売業者に記入作成が求められている「酒類流通付随票」の台帳を作成して 2 年間保存すべきことなどが定められている。この「酒類流通付随票」台帳には、商品名称、生産ロット番号、入荷日などを記載するものとされており、これらの情報により、販売した酒類に問題が発見された場合の追跡がより容易になることが期待されている。

(意見募集期間:2012 年 11 月 14 日～12 月 14 日)

[原文] [酒类流通管理办法（修订）（征求意见稿）](#)

＜競売＞

競売監督管理弁法(意見募集稿)(国家工商行政管理総局)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、競売を執り行う「競売企業」の管理・監督に関する弁法の改正案である。競売企業が従うべき公開・公平・公正・信義誠実の原則について一般的な規定を設ける、競売の現場で映像記録又は筆記録を作成し主管部門(工商行政部門)に提出することを義務づける等の修正が行われている。

(意見募集期間:2012 年 11 月 13 日～同月 28 日)

[原文] [拍卖监督管理办法\(征求意见稿\)](#)

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞



中国万感



【光棍節(ひとり者節)】

ニューヨーク州弁護士 安 然

11月11日、4つの1で表記されるこの日は、中国で「光棍節」と呼ばれ、一つの年中行事とされている。光棍とは、未婚かつ交際相手がいない人を指す(対応する日本語がないため仮に「ひとり者」と呼ぶ。)。その由来については諸説あるが、10数年前に始まったものらしい。現在は概ね二つの意味で祝われている。

一つはひとり者である状態を楽しむ日である。中国も日本と同じく、未婚率の上昇が社会問題となっているが、その中には「独身貴族(中国語: 单身貴族)」を自称する人たちも少なからずいるらしい。彼らにとっては、11月11日はひとり者の友達と集まりパーティなどで楽しむ日である。

一方でこの日にひとり者状態から抜け出すことに努める人も大勢いる。結婚仲介業者や婚活ウェブサイトでのキャンペーンは勿論のこと、大学の自治会や地域の住民会などもこの日に合わせて集団お見合などのイベントを企画し、熱心に「脱ひとり者(中国語: 脱光)」を支援していたようである。また、わざわざ11月11日に告白やプロポーズをした人もいるらしいが、その成功率については知るすべもない。

なお、ここ数年、光棍節は、ひとり者だけのものに止まらない。各ショッピングサイトが光棍節に合わせて「ひとり者のあなたのために」、「自分へのご褒美」などのキャッチコピーを挙げ、見事に11月11日をオンラインショッピングのお祭りとしたのである。「タオバオ(中国語: 淘宝)」というサイトでは、11月11日一日の売上げが191億人民元(約2483億円)に達したと報道されている。

TOPICS

2012 年 11 月 9 日

当事務所の外国弁護士、呉曉青弁護士が、2012 年 11 月 9 日に、台湾大学にて、台湾日本法律家協会主催による「国際 M&A 実務シンポジウム」において、「日台 M&A 法制における少数株主保護-少数株主の締め出しを中心に-」と題する講演を行いました。

2012 年 11 月 20 日

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士、アソシエイト、石黒昭吉弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

緊急特集 中国の反日感情の高まりと法務問題

「中国からのスムーズな撤退戦略」

(月刊 ザ・ローヤーズ 2012 年 11 月号)

2012 年 11 月 20 日

当事務所のパートナー、古田啓昌弁護士、アソシエイト、井上葵弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

緊急特集 中国の反日感情の高まりと法務問題

「中国ビジネスにおける投資仲裁の可能性。日本企業による日中韓投資協定の活用」

(月刊 ザ・ローヤーズ 2012 年 11 月号)

2012 年 11 月 21 日

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士、アソシエイト、石黒昭吉弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「中国現地法人「撤退」の法務(その1)」

(月刊 ビジネス法務 2013 年 1 月号)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。
お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス) (北京オフィス)

森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.com/>